本報告書の範圍内の一切の雇傭形式を包含しない。例へば、それは旅館、「カフェー」及び料理店の被傭者（彼等は別々に約八八、〇〇〇人の全組合員を有する二個の國際團體に組織されてゐる）を含まない。

各種の勞働組合（自由組合、基督教組合、獨立組合及「ファスシスト」組合）に屬する給料被傭者（商業、工業及事務所に於ける）の數は一九二七年末（伊太利に付ては一九二八年末）に於て殆ど次の如くであつた。

埃地利	約 一〇三、〇〇〇
白耳義	約 一四、二〇〇
「チェッコスロヴァキア」	約 九六、〇〇〇
佛蘭西	約 七八、〇〇〇
獨逸	約 一、三五五、〇〇〇
英吉利	約 一一、四〇〇
洪牙利	約 二〇、三〇〇
伊太利	約 三八〇、四〇〇
和蘭	約 二二、五〇〇
瑞西	約 五〇、〇〇〇

第二章　現行法令の適用範圍

前章に述べた過去及び現在の法令の一般的觀察に亞いで茲では之に基いて採用された各種の規律方法の詳細な調査を爲し且つ給料被傭者が從事してゐる一切の職業に付いて現に行はるゝ規定の說明を試みようと思ふ。此の點に付て記憶すべきことは本報告書の範圍は第一に工業的企業に於ける被傭者に關する限り一日八時間一週四十八時間制に關する華盛頓條約に依つて限られ第二に農業及び海上勞働に從事する被傭者を除外する理事會の命令に依つて限られてゐることである。從つて本報告書は給料被傭者が從事する右の外の一切の職業に關するもので即ち左の如きものである。

(一) 一切の種類の商業的施設物
(二) 商業的たると同時に工業的たる施設物
(三) 病者の豫防又は治療の爲の施設物
(四) 後に擧ぐるが如き其の他の種類の施設物

從つて各國に於ける法令の比較分析に於て明かにすべき第一の問題は(一)法令は如何なる程度に於て上述の一切の種類の企業に適用するか(二)右は適用を受くる施設物に於ける一切の勞働者に適用するかの點である。

之に關しては立法の適用範圍を定むる方法に關し二個の觀察を爲すことを要する。

第一に、立法の適用範圍は二種の方法を以て定むることを得る。即ち積極的にそれが適用する對象を明示的に示し又は列擧することに依つて又は消極的にそれが適用せざる對象を示し又は列擧することに依つてゞある。大多數の立法に於ては是等二種の方法を併用してゐる。

第二に、立法の適用範圍はそれが(イ)單に勞働の性質に關して限定された者例へば一切の施設物に於ける給料被傭者(例へば事務的勞働者)又は或る種の施設物に使用せらるる特種の給料被傭者(例へば店舗に使用さるゝ事務員)に適用するか又は(ロ)特定の施設物の全從業員——筋肉勞働者たると給料被傭者たるとを區別せず——に適用するかに從つて異つてゐる。

第一に、給料被傭者に適用する規定が充分に一般的の字句を以て云ひ表はさるゝならば、それは通常給料被傭者として分類される一切の者を包含するの利益あるも、又他方には同一の施設物に於ける筋肉勞働者——勿論一般給料被傭者の勞働時間を制限する法令を有する多數の國は又一般筋肉勞働者の爲に同樣の規定を設けてゐる他の法令を有するが——を完全に度外視するの不便がある。他方、特定の施設物に使用さるゝ全從業員を網羅する法律は二種の者の間に區別を設けずして適用を受くる施設物に於ける一切の勞働者に對し同一の規定を適用する。

現行の法令は殆ど常にその適用範圍内に極めて大集團の人を包含してゐて、或る法律は「一般給料被傭者」の勞働時間を、又他のものは「店舗」又は「商業的企業の從業員」の勞働制間を制限してゐる。併し乍ら、是等の一般的用語は單に目下問題の規定の適用範圍の大まかな觀念を與ふるに過ぎない。若しもこれが各國に於ける立法の適用範圍を定むる唯一の手段であるならば、之を比較することは極めて淺薄のものであると云はねばならない。されば「給料被傭者」なる用語は一切の國に於て同一種類の者を包含するや否や及び各種の法令の「商業的施設物」及び「店舗」は同一の意味を有するや否やを知ることが重要である。

確かに、一切の立法は是等各種の用語の意味に關し等しく明瞭ではない。或るものは列擧又は定義に依つて其の適用範圍を制限してゐるのに反し、他のものは單に一般的記述を含んでゐるに過ぎない。されば以下に第一に現行法令に示さるゝ一般形式を考察し、次に適用を受くる人の種類又は企業を列擧することに依つて、立法の適用範圍に付て分析を試みようと思ふ。

第一節　施設物に依る限定

第一款　一般的限定

一見すると法令の適用を受くる施設物の種類は、何等劃一的の原則がその選擇を規律してゐないので、國々に依り著しく異つてゐるといふことは元より當然のように思はれる。併し實際上は、一切の國の

法令は或は店員に或は一切の商業的施設物の從業員に適用してゐる。

第一目、一切の商業的施設物

多くの場合に於て商業的施設物の從業員に適用する法令は等しく他の施設物又は職業に適用してゐる。「産業條例の適用を受くる其の他の施設物」に適用する墺地利の法律、「一切の種類の有給雇傭」に擴張せる西班牙の命令、「一切の施設物」を包含する和蘭の法律、「一切の種類の有給勞働」を包含する「チェッコスロヴェキア」の法律の如きその例である。

此の種の定義方法は、同一の規律方法を以て商業的施設物に於ける給料被傭者及び筋肉勞働者の双方を包含するが、多數の國に依つて最も便宜の方法として採用されてゐる。そして是等の場合に於て注意するを要するは、「商業的施設物」なる用語は、工業的企業以外の一切の又は大部分の企業を包含すべきが故に、廣い意味を有してゐることである。斯くして此の種の定義方法を使用してゐる法令は特に除外されない限り本章の初めに掲げた四種の施設物を包含してゐる。同樣に特別の免除なき限り斯る施設物に於ける一切の者は默示的に包含されてゐる。此の種の法律の或るものはその適用範圍より一切の種類の者を除外してゐない。最も廣い範圍を有するこれらの法律は第二表に掲げておいた。

他の法律は商業的施設物に使用せらるゝ者に一般的に適用すると共に特に斯る者の或る一般的種類——例へば使用者の家族、機密の地位に在る者及び其の他の各種の者——を除外してゐる(第三表)。

第二表　商業的施設物ニ使用セラルル者ニ一般的ニ適用シ且斯ル者ノ

勞働者又ハ使用人ヲ使用スル一切ノ商業的及工業的企業ニ適用スルコトヲ規定ス

第二表　商業的施設物ニ使用セラルル者ニ一般的ニ適用シ且斯ル者ノ或ル種類ニ對スル何等ノ一般的除外例ヲ包含セサル法令（註一）

國名	適用ヲ受クル者及施設物
歐羅巴	
奧地利	商業條例ノ適用ヲ受クル企業ニ於ケル賃銀取得者及給料被傭者、商店員法ノ適用ヲ受クル非工業的企業ニ使用セラルル者
勃牙利	衛生及安全ニ關スル法律ノ適用ヲ受クル一切ノ企業及施設物（特ニ商業的施設物）ニ使用セラルル者
「チェッコスロヴァキア」	商業條例ノ適用ヲ受クル企業ニ使用セラルル一切ノ者、一切ノ種類ノ有給勞働
丁抹	商業的施設物ニ於ケル年少者（註二）
仏蘭西	商業的施設物又ハ之ニ關聯セル事務所ニ使用セラルル者
「ラトヴィア」	一切ノ企業ニ使用セラルル一切ノ者
「リスアニア」	商業的施設物ニ使用セラルル者
波蘭	商業的施設物ニ使用セラルル者
葡萄牙	商業的施設物ニ使用セラルル者（註三）
「ルーマニア」西	一切ノ企業ニ使用セラルル一切ノ者（註四）
亞米利加	
聯邦法	一般商業的施設物ニ使用セラルル婦人及年少者
「コロンビア」	商業的施設物ニ使用セラルル者
「メンドサ」	商業的施設物ニ使用セラルル者
「サルタ」	一般企業ニ使用セラルル者
「サンファン」	一般商業的施設物ニ使用セラルル者
「サンルイス」	一切ノ種類ノ商業的施設物ニ使用セラルル者
「コスタリカ」	商業的施設物ニ使用セラルル者
「グアテマラ」	商業的施設物ニ使用セラルル者
「パナマ」	商業的施設物ニ使用セラルル者
「ヴェネズエラ」	一切ノ企業及商業的施設物ノ如キ施設物ニ使用セラルル者（註五）

（註一）本調査項目ニ關スル法令ノ適用範圍ヲ成ルヘク明瞭ニ示サンカ爲工業的企業ハ殆ト常ニ包含セラルルモ之ヲ本表又ハ以下ノ表中ニ掲ケサルコトトセリ

（註二）法律ノ適用ヲ受クル施設物ノ種類ハ次ノ如シ(一)店舗（廻廊屋及葉子屋ニ屬スル販賣場所ヲ含ム）、配給業、倉庫、糶賣場及類似ノ施設物、(二)旅館及料理店、(三)娯樂場、(四)事務所ノ勞働、(五)搾乳場、(六)理髮業

（註三）一九二〇年五月二十五日ノ命令第十七條ニ依リ法律ハ「共和國ノ大陸領土及附近諸島ニ於ケル州、行政官廳並ニ商業的及工業的企業（慈善及家庭的勤務ヲ除ク）ノ勞働者及使用人」ニ適用ス

（註四）法律ハ聯邦工場法又ハ鐵道及其ノ他ノ運輸業ニ於ケル勞働時間ニ關スル法律ノ適用ヲ受クル企業ニ適用セス

（註五）「ヴェネズエラ」ノ法律ハ「聯邦行政機關ニ依リ除外セラルルモノヲ除キ商業的施設物ノ如キ共和國領土内ニ於テ設置セラレ又ハ將來設置セラルベキ公的又私的ノ一切ノ種類ノ企業、事業又ハ施設物（Undertaking, enterprise or establishment）」ニ適用ス

第三表　商業的施設物ニ使用セラルル者ニ一般的ニ適用スルモ其ノ中ノ或ル種ノ者ヲ除外スル法令

國名	適用ヲ受クル者及施設物	除外セラルル者		
		使用者ノ家族	管理ノ地位ニ在ル者	其ノ他ノ種類
歐羅巴				
白耳義	商業的施設物（註一）	父母又ハ後見人ノ監督ノ下ニ家族ノミカ使用セラルル施設物ニ於ケル勞働但シ是等ノ施設物カ危險、不健康又ハ有害ナルモノトシテ分類セラレス且蒸汽罐又ハ機械力ヲ使用セサル場合ニ限ル	管理的又ハ機密的權限ヲ有スル者、支配人、副支配人、工場監督、權限ヲ賦與セラレタル代理人及委任狀ノ所持者、商業的及技術的係及副係長、主任化學者、技師、管理的係長及其ノ助手、主任職工長、同一ニ看做サル限リ工場職工長、部長、職工長ト同一ニ看做サル限リ工場職工長、部厩丁長、機關長、火夫長、電氣技師長、機械組立工長、修繕係長、荷積及運搬係長、瓦斯發生機係長	行商人、管理的又ハ私的秘書及專ラ秘書係ニ勤務スル職員、出納係、醫療事務ヲ擔當スル職員、私番的番人、夜警、番人、門番及時間記錄係
伊太利	商業的施設物	—	管理ノ地位ニ在ル者	—
和蘭	一般企業ニ使用セラルル者	妻又ハ同居シ居レル三等親迄ノ親族以外ノ助力ヲ得スシテ業務ヲ行フ店主又ハ支配人ノ住所内ノ店舗ニ於ケル勞働但シ行政規則ニ特定セラルル場合ヲ除ク	企業主又ハ支配人若ハ其ノ妻ニ依リ爲サル勞働、企業主又ハ支配人ニ非スト工場、作業場又ハ部局ノ首長ニシテ專ラ又ハ主トシテ其ノ管理ノ責任ヲ有スル者、製造係長、製造係長、企業主又ハ支配人ノ疾病中ニ代ハル者（右期間中）、企業主カ婦人タル場合企業ヲ管理スル一切ノ者	—
「ユーゴー、スラヴィア」	商業的施設物ニ使用セラルル者	—	比較的高級ノ職務ヲ擔當スル者（支配人、帳簿係、現金出納係技師其ノ他）	—
西班牙	一切ノ種類ノ有給雇傭	—	企業ノ取締役、支配人及其ノ他ノ高級職員	監視スヘキ構内ニ居住セル有給ノ門番及一切ノ者
瑞西	一切ノ種類ノ企業ニ使用セラルル者	—	官公署、施設及企業ノ管理者及部局長、株式會社、協會及倶樂部ノ管理者、現實ニ企業ヲ管理シ又ハ管理ニ參加スル代理人及權限アル代表者	—
「バーゼル」市				
「ソヴィエット、ロシア」	一切ノ企業ニ使用セラルル一切ノ賃銀取得者及賃銀取得者ヲ使用スル一切ノ者	—	責任アル政治的「ソヴィエット」勞働者、其ノ名簿ハ勞働人民委員會カ之ヲ作成ス	—
亞米利加				
亞爾然丁				
「サンタ、フエ」	一般卸賣及小賣店舗ニ使用セラルル者（註二）	—	商業的施設物ノ管理ニ任スル高級的業務	—
「ツークーマン」	卸賣及小賣ノ商業的施設物ニ使用セラルル者	—	純然タル管理的又ハ監督的職務ヲ有スル者（職工長、監督等ノ如シ）	—
「エクアドル」	一切ノ私的施設ニ於テ賃銀、給料又ハ一定額ノ給與ノ爲ニ勤務ヲ爲ス一切ノ者ニ商業的施設物ニ使用セラルル者	—	信任、管理又ハ監督ノ地位ニ屬スル勞働	—
「ウルグアイ」	商業的施設物ニ使用セラルル者	—	—	賃銀取得者及給料被傭者ニシテ企業ニ參加スル者ハ利潤分配又ハ賃銀若ハ利潤ノ形式ニ於テ但シ其ノ兩者ノ受クル金額カ一年三千「ペソ」ヲ超ユル場合ニハ一定ノ割合ニ從テ利潤分配ヲ受クル參加人

（註一）企業ノ從業員ハ「勞働者、使用人及一般的ニ之ニ使用セラルル一切ノ者」ヲ含ムモノト看做サル

（註二）施行命令ハ法律カ州ノ管轄區域内ニ於テ品物ヲ製造シ又ハ營業ヲ遂行スル爲（右營業カ卸賣タルト小賣タルトヲ問ハス）勞働者又ハ使用人ヲ使用スル一切ノ商業的及工業的企業ニ適用スルコトヲ規定ス

第二目、店　舗 (shops)

店舗に於ける勞働時間を制限する爲の特別法令を設けた一切の國は希臘を除いては英吉利に屬する。或る場合に於ては法律は使用者との家族關係の爲又は管理人、番頭、番人たるの故に依る除外を含んでゐる。併しかゝる場合は第四表に示す如く比較的稀れである。

是等の法律は殆ど總て「店員」(shop assistant) 又は「店舗」なる語の定義を含んでゐる。

希臘に於ては店舗とは有價證券、原料、製造品又は藝術品の賣買が通常行はるゝ公開的の又は非公開的の場所であると定義されてゐる。

「ジブラルター」及び「グレナダ」に於ては「店舗」とは「一切の小賣販買が行はるゝ一切の場所」を意味し「店員」とは「お客の應待、注文の引受又は商品の發送に關聯し店舗内に全部として又は主として使用せらるゝ一切の者」を意味してゐる。

「ジャマイカ」に於ては、法律は商品の小賣販買に使用せらるゝ者に適用してゐるが、「店舗」とは「一切の者が呉服類、金物類、寶石類、書籍又は文房具類の小賣營業を取扱ひ、管理し又は遂行する（斯る營業が他の營業と別に又は之に附屬して取扱はれ、管理され又は遂行さるゝと否とを問はず）一切の場所」を意味してゐる。

希望峰、「ナタル」及び「オレンヂ」自由國に於ては、「店舗内に於て又は之に關聯して一切の他の者に依

り使用せらるゝ一切の者」は店員と看做されてゐる。「ケニア」保護國も同樣の定義を設けてゐる。南西阿弗利加に於ては店舗を以て「糶賣に依ると否とを問はず卸賣又は小賣に依り動産を販賣する爲一時的に又は永久的に留保してある一切の場所」であると定義してゐる。

「トランスヴァール」に於ては、「店員」とは「一切の販賣係、陳列窓裝飾人、番頭、注文取、帳簿係、發送係又は荷造人及び店舗內に於て又は之に關聯して使用せられ又は糶賣業務に使用せらるゝ其の他の一切の者」を意味してゐる。

三名以下の店員を使用する一切の店舗に於ては、管理人は同時に所有主に非ざる限り店員であると看做される。

「オレンヂ」自由國に於ては關係命令は「營業」と「店舗」とは同一語であつて「販賣又は小賣販賣に依り公衆に對し商品を提供し又は陳列する一切の建物、部屋、賣店、天幕又は其の他の場所並に卸賣又は小賣營業に關聯して保管せらるゝ倉庫」を包含してゐる。

「ケニア」保護國の店舗は「一切の小賣商賣又は營業の行はるゝ一切の場所」を包含してゐる。

加奈陀に關しては、「マニトバ」州に於ては、「店舗」は「次ぎの種類のものに關聯して店員を傭使する一切の場所」を意味するとして「一切の卸賣又は小賣店、露店、賣店若は倉庫又は「メッセンヂャー」業務に關し使用せらるゝ一切の場所」を擧げてゐる。

第四表　店舗ニ使用セラルル者ニ一般的ニ適用シ且其ノ中ノ或ル種ノ者ニ對シ一般的除外例ヲ設ケ又ハ設ケサル法令

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第四表　店舗ニ使用セラルル者ニ一般的ニ適用シ且其ノ中ノ或ル種ノ者ニ對シ一般的除外例ヲ設ケ又ハ設ケサル法令

國名	適用ヲ受クル人及施設物	除外セラルル者、職業及營造物			
		使用者ノ家族	管理ノ地位ニ在ル者	其ノ他ノ種類
歐羅巴				
英吉利	店舗ニ於テ又ハ之ニ關シ使用セラルル年少者	—	—	—
希臘	人口一萬以上ヲ有スル沿岸都市ニ於ケル店舗ニ使用セラルル者（註一）	—	—	—
「ジブラルター」	店舗ニ使用セラルル或ル種ノ者	同一ノ家族ノミヲ使用スル店舗	—	—
愛蘭自由國	店舗ニ於テ又ハ之ニ關シ使用セラルル者	—	—	—
阿弗利加				
南阿弗利加「オレンヂ」自由國	店舗ニ使用セラルル者	—	—	—
「ナタル」	店舗ニ使用セラルル者	—	店主	番人
希望峰	店舗ニ使用セラルル者	—	支配人、部主任、管理ノ地位ニ在ル者	番人、品物ノ荷造又ハ配達ニ使用セラルル者、發送係及帳場係
「トランスヴァール」	店舗ニ使用セラルル者	—	店主	番人、掃除人及其ノ他家庭使用人
「ケニア」	店舗ニ使用セラルル者	—	店主	單ニ番人トシテ使用セラルル者
南西阿弗利加	店舗ニ使用セラルル者	—	支配人、部主任、支配ノ地位ニ在ル者	番人又ハ品物ノ荷送若ハ配達ニ使用セラルル者、行商人、發送係又ハ帳場係
亞米利加				
「アルバータ」	店舗ニ使用セラルル者	—	—	—
英領「コロンビア」	店舗ニ使用セラルル者	店舗ニシテ其ノ内ニ住スル同一ノ家族ノミカ又ハ店舗ノ附屬スル家ニ住スル使用者ノ家族カ使用セラルルモノ	—	—
「マニトバ」	店舗ニ使用セラルル婦人及年少者			
「オンタリオ」	店舗ニ使用セラルル婦人及年少者			
「ノヴァ、スコチア」	店舗ニ使用セラルル年少者	店舗ニシテ使用セラルル年少者カ店舗ノ屬スル建物ニ住スル家族ノミナルモノ	—	—
「ヂレナダ」	或ル種ノ店舗ノ被傭者ノ一部	—	—	—
「ジャマイカ」	或ル種ノ店舗ニ使用セラルル或ル種ノ者	—	—	—
「オセアニア」				
濠洲				
西濠洲	店舗ニ於ケル被傭者	—	—	—
「タスマニア」	店舗ニ使用セラルル婦人及年少者	—	—	—
南濠洲	店舗ニ使用セラルル年少者	—	—	—
「クヰーンスランド」	店舗ニ使用セラルル者	—	—	—
「ニュー、サウス、ウェールズ」	店舗ニ使用セラルル年少者（註二）	店主ノ家族	—	—
「ヴィクトリア」	店舗ニ使用セラルル者	—	—	門番及夜番
「ニュー、ジーランド」	店舗ニ使用セラルル者	店主ノ妻	—	—

（註一）本命令ノ規定ハ關係當事者ノ請求ニ基キ且市町村若ハ地方會議及警察官廳ト協議ノ上國民經濟省令ヲ以テ人口五千人以下ノ都市ニ之ヲ擴張スルコトヲ得

（註二）十六歳未滿ノ男子及十八歳未滿ノ女子

英領「コロンビア」の法律は店舗を以て、「店員を傭使して商品を小賣販賣の爲に陳列し又は提供する一切の建物若は建物の一部、露店、賣店又は場所」と定義してゐる。

「ノヅァ、スコチア」に於ては、「店舗」とは「店員を傭使する一切の小賣、糶賣若は卸賣店、賣店、露店又は倉庫」を意味してゐる。

「オンクリオ」に於ける店舗の定義は英領「コロンビア」に於けるものと同樣なるも尙ほ次ぎの言葉を包含してゐる。即ち「及商品を製造し且本法の適用を受くる工場にあらざる一切の斯る建物若は建物の一部、露店、賣店又は場所」是れである。

西濠洲に於ては「店員」とは「店舗の業務に於て又は之に關聯して使用せらるゝ一切の者」を意味し且つ商品を販賣し、配達し若は荷造し又は注文取りに廻ることに從事する一切の者（斯る者が實際店舗內に於て使用せらるゝと否とを問はず）及び店舗の業務に關聯して使用せらるゝ一切の事務員を包含してゐる。

南濠洲に於ては店員とは(イ)賃銀若は報酬を受くると否とを問はず販賣若は提供の爲店舗內に於て又は之に關聯して使用せらるゝ者又は事務員若は「メッセンジャー」として公衆に商品を販賣し若は提供することに援助する者又は(ロ)品物を店舗より配達することに從事する一切の者」であると看做されてゐる。

「店舗」なる語は小賣若は糶賣販賣の爲商品を提供し若は陳列する建物の全體若は一部、賣店、天幕、

乘物、「プラットフォーム」、船舶、舟艇其の他又は一切の場所」と定義されてゐる。

「クゥーンスランド」に於ては、被傭者とは「店主に雇傭さるゝ一切の者」と定義されその定義中には「賃銀を受くると否とを問はず店舗内に於て若は之に關聯して一切の種類の勞働に從事する一切の者」を包含してゐる。「クゥーンスランド」及び「ヴィクトリア」に於ける「店舗」とは「商品を販賣し、陳列し又は小賣販賣の爲に提供する一切の建物若は場所、建物若は場所の一部、露店、天幕、乘物、端艇」である。

構造上相互に分離し居れる同一構内の異れる部分に於て二以上の業務が行はるゝ處に於ては店主は各業務に付て別々の店を有するものと看做される。

「ニュー、サウス、ウェールス」の法律は「被傭者」なる語に同一の定義を與へてゐる。店舗とは「小賣販賣の爲商品を陳列し若は提供する一切の建物若は場所、又は建物若は場所の一部」とされてゐる。

「タスマニア」に於ては店員とは「店舗内に於て商品の販賣、製造若は發送に付若は之に關聯して店主に依り使用せらるゝ一切の者（店舗に使用せらるゝ事務員を含むも閉店後のみに使用せらるゝ一切の者を含まず）」と定義されてゐる。店舗の定義は其の他の濠洲諸國に現に行はるものと同樣である。

「ニュー、ジーランド」に於ては店員とは店主に依り使用せらるゝ一切の者（實際始終店舗内に於て使用せらるゝと否とを問はず商品を販賣し、配達し又は注文取りに廻ることに從事する一切の者及び賃銀

若は報酬の爲に勞働すると否とを問はず店舗の業務に從事する店主の子供を含む）」である。

第二款　施設物の種類の列擧に依る限定

法律を以て適用を受くる施設物の種類を列擧してゐる處では、徹底的のものは、法律の適用範圍を嚴格に限定し居る。併し乍ら、最も屢々列擧は單に例示に過ぎずして單に法律の適用を受くる者又は施設物の種類に付て若干の例を擧げてゐるに過ぎない。此の後者の種類の列擧は或る國の法令には見出されるが他の法令には見出されない。從つてそれは法律の適用を受くる施設物の種類を精確に定むる唯一の基準として採ることを得ない。斯る場合に於ては立法の適用範圍は列擧を伴ふ一般的條項を參照することに依つてのみ精確に定むることを得る。例へば一切の商業的施設物に適用する法令は銀行に付て何等特別に掲げて居らないにも係はらず之に適用することを得る。そして若しも例へば銀行が「事務所」に關する表中に掲げてない爲法律の適用を受けないと推測するならば、その推測は恐らく間違つてゐるであらう。されば除外の場合とは事情が全然異つて居り除外の場合には施設物及人は單に立法夫れ自體に明示的に規定せられてゐる限度に於て立法の適用範圍より除外されるものである。

次ぎの第五、第六、第七及び第八表には國内法が一般的用語を以て間接に擧げてゐるもの、外特別に擧げてゐる人及施設物の種類を示しておいた。除外される施設物及人に付ては傍線を附しておいた。

是等の表は單に現行法令の適用範圍中に特に包含せられ又は之れより除外せらるゝ施設物及び人の種類に付て一般的觀念を與へようとするに過ぎない。是等の表は總てゞ四つあるが、それは次ぎの通りである。

(一) 從業員が主として事務所の事務に從事する施設物(第五表)
(二) 工業的たると同時に商業的たる施設物(第六表)
(三) 病者の豫防及び治療の爲の施設物(第七表)
(四) 其の他の施設物(前の三表中に含まれざるもの)(第八表)

第一目　從業員が主として事務所の事務に從事する施設物

事務所は商業的施設物に於ける勞働時間を制限する法律の適用範圍中に一般に含まれてゐる。第五表の主たる價値は、その中には除外せられてゐる施設物又は勞働の種類を掲げてゐるといふことである。除外の記載なき處に於ては恐らく有給勞働が行はるゝ一切の事務所は當該法律の一般的規定に依つて包含せらるものであらう。

三個の法律は「事務所」なる語を定義してゐる。「オンタリオ」に於ては「事務所」とは「工場又は店舗の占有してゐる以外の建物又は建物の一部にして個々の使用者の監督の下に在り且事務所の目的の爲に使用せらるゝもの」を意味してゐる。「ニューヂーランド」に於ては、事務所とは「事業主に依つて行は

—	—	—	—
料被傭者並聞記者ノ爲シタル法令ヲ受クル其	—	一般自由職業勞働者	
—	—	—	—
—	—	—	—
賣店、停車場及類似ノ場所ニ於ケル新聞、定期刊行物、評論雜誌及書籍ノ販賣	—	—	—
—	—	—	—
新聞賣捌店、文房具店、書籍店、鐵道ニ於ケル本屋及新聞社	—	—	—
公道ニ於ケル新聞販賣(年少者)	—	—	—
書籍店及新聞賣捌店	—	—	—
書籍店及新聞賣捌店(年少者)	—	—	—
書籍店及新聞賣捌店	—	—	—
新聞賣捌店	—	辯護士事務所	

第五表　從業員ヲ主トシテ事務所ノ事務ニ從事スル施設物ヲ特ニ掲クル法令

國名	一般	金融業 信用及仲買業、貯蓄銀行	金融業 保險業	通信業	自由ノ職業ニ從事スル雜業
歐羅巴					
奧地利	事務所	信用組合、貯蓄銀行、其他ノ金融業	—	郵便事務所	自由職業ニ從事スル雜業
白耳義	旅館ノ營業ニ附帶スル飲食業	銀行、株式仲買業、貯蓄銀行ニ於テハ預金ノ代理業、保險代理業、郵便爲替業、現金及有價證券ノ保管業	保險代理	新聞業及通信業	公證人、「アーリスト」業、旅館ノ事務所及
「チェコスロヴァキア」	—	金融業	保險事務所	定期刊行物	著作權並ニ土地所有權ニ關スル法令ニ依リ公證人ヲ使用セザル株式仲買人
丁抹	事務所ノ事務（年少者）	—	—	—	—
佛蘭西	事務所	貯蓄銀行、其他私營	各種保險金庫	—	及通信業、旅館、旅行、運輸
伊太利	商業的事務所、營業事務及代理	銀行、金融、信用及關營業	一切ノ種類ノ保險業	—	醫師ノ代理業、私設ノ代理業、旅行代理業、而ノ廣告業、新聞紙、雜誌、營業、口入及仲介業ノ一切
仏太利	事務所	—	—	—	—
和蘭	事務所 （他ノ任意ノ及ビ他ノ代理業ノ事務ノ主任ノ任ニ在リ、營業ノ主任ノ任ニ在リ、營業ノ主任ノ任ニ在リ、營業

る〻一切の商業的業務又は職業に關聯して一切の事務的勞働を爲す爲直接又は間接に一切の人が使用せらる〻一切の建物（但し一切の辯護士事務所、一切の鑛山會社事務所、鑛夫組合事務所又は工場若は店舗内に在る場合工場若は店舗の事務的勞働が行はる〻一切の建物若は部屋を含まず」）である。和蘭に於ては事務所とは「管理的の又は製圖家の勞働が通常行はる〻一切の圍繞された場所」であると定義されてゐる。

第二目、工業的たると同時に商業的たる施設物

此の集團中には工業的方面が相對的に重要なりやや又は商業的方面が相對的に重要なりやを決定することと困難なる若干の種類の施設物が含まれてゐる。例へば調劑所に於ては實驗室的勞働が所謂商業的方面の勞働よりもより重要であるか否かを、又麵麭製造所に於ては品物の販賣が主たる業務であるか否かを決定することは容易でない。尙ほ又是等の施設物に於ける勞働時間の制限は時として專ら工業的企業に適用する規則に依つて影響され又時としては主として商業的企業に關する規則に依つて影響される。郵便、電信及電話事務――旅館、料理店及居酒屋――調髮業――藥種店、麵麭屋及肉屋――馬車及自働車に依る運送業――等は第六表に示す如く多くの國に於て法令中に揭げられてゐる。除外例は主として旅館、料理店及び居酒屋に關して設けられてゐる。

馬車及び自働車に依る運送に關しては、明示的に除外されざる限り、貨物の配達又は運送に從事する商

業的及工業的企業の從業員は事實上一般商業的又は工業的企業に適用する法律に依りて包含せられてゐる。尙ほ或る種の運送業、馬車又は自働車の賃貸業、運送取扱業等は時として墺地利、芬蘭、西班牙及び「バーゼル」市の如く特に國內法に揭げてゐるものがある。白耳義に於ては一般法律に從つて發せられた特別命令を以て馬車又は自働車の賃貸業を規律してゐる。伊太利及び「グラルース」(瑞西)に於ては運送業を明示的に除外してゐる。

第三目、病者の豫防及治療の爲の施設物

從業員が主として事務所の事務に從事する營造物に反して、法律が明示的規定を以て取扱ふ場合の外は一國の法律が病院、療養施設等を包含してゐるか又は除外してゐるかを決定することは困難である。病院は次ぎの諸國に於ては特に揭げられてゐる。即ち勃牙利、「チェッコスロヴァキア」、獨逸、伊太利、「ラトヴィア」、和蘭、西班牙、瑞西(「バーゼル」市)是れである。併し、伊太利及び「ラテン、アメリカ」諸國に於ては或る種の職務を遂行する者は除外されてゐる。芬蘭に於ては病院は事實一般法律に依つて包含せらるゝも斯る施設物に對するその適用は每年州會議に依つて發せられる命令を以て延期されてゐる(第七表)。

第四目、其の他の施設物

第八表は或る國の法令中に揭げられ然かも前各表に包含せられざる娛樂場及び其の他の施設物に關す

(註二) 州知事ハ命令ノ規定ヲ一切ノ他ノ店舗ニ擴張スルコトヲ得

第六表　工業的ノト同時ニ商業的ノ或ル種ノ施設物ヲ特ニ掲クル法令

國名	地利	自平魂	物非利	「ゥ ニ ス ロ ゲ ア キ ア」	丁排	涉陶	仰陶（註一）	四總	「ゴ ブ ウ ル ォ ー」	英甘利	希臘	仲太利	「ゥ ト ゲ イ ア」	「リ ス ア ニ ア」	和蘭	波蘭	和牧非	西班牙	「パ ー セ ル」市	「ジ ク ー ル ス」	「ソ ゾ イ エ ッ ト ロ ヨ ア」	阿非利加 南阿聯邦	「ガ レ ン ゲ」自由國	「ナ ォ ル」	希臘	「ト ク ン ス ゲ ー ル」	「ク ニ ア」	印度阿非利加	「ポ ル ト ガ ル」	「サ ル ド」
旅館、料理店	旅館及料理店	旅館（非務所ヲ含ム）、料理店及居酒屋	旅館業	旅館及宿屋	旅館及料理店（年少者）	宿屋、旅館、「カフェー」	娯楽場、料理場、料理店ノ場所ニ他ノ施設物ヲ設ケタル場合ニ於テハ娯楽場ニ於テ飲食ヲ為サシムル者ノ場所ニ於テ酒類ヲ販売スル者ノ場所ニ於テ酒類ヲ販売スル者ノ場所ニ於テ酒類ヲ販売ス

「アルゼンチン」	「カフヱー」及旅館	閉鎖	薬種店	麵麭屑、菓子屋	肉屋	電話可及毛布可ナルモノ	—
「ソヴィエット、ロシア」	—	閉鎖	閉鎖	公衆衛生非務	—	—	—
阿弗利加							
「カンゲ」自由國	旅館及酒精販賣ノ営業許セラレタル全部、一切ノ飲食物ニ於ケル全部、停車場ニ於ケル全部	閉鎖	薬種	—	麵麭屋	肉屋、魚屋	—
「ナタル」	旅館及酒精販賣ノ営業許セラレタル全部、一切ノ飲食物ニ於ケル全部、停車場ニ於ケル全部、細菌研究所ノ酒精販賣ノ営業許セラレタル全部、一切ノ酒精販賣ノ営業許セラレタル全部、一切ノ酒精販賣ノ営業許セラレタル全部、一切

第七表　病者ノ豫防及治療ノ爲ノ或ル種ノ施設物ヲ特ニ擧クル法令

國名	摘用ヲ受クル者及施設物
歐羅巴	
埃地利	開業醫及齒科醫ノ業務並ニ私設治療及療養施設ニ使用セラルル者 次ノ職業及施設物ハ法律ノ適用ヨリ除外セラル、醫業（醫師、外科醫、齒科醫、眼科醫、産科醫、助産婦其ノ他）、一切ノ種類ノ療養所（姙婦收容所、精神病院、公衆浴場及鑛泉施設ヲ含ム）藥劑師、獸醫
勃牙利	病院、避病院、療養所、公衆浴場、養育院
「チエッコスロヴァキア」	病院、療養所及水療所、川及太陽浴場
芬蘭	病院（註）
獨逸	病院（絶エス看護ヲ必要トスル病者又ハ虚弱者ヲ世話スル公私ノ施設ヲ含ム）、姙婦收容所、託兒所、精神病院
伊太利	病院—病室、精神病院ニ於ケル亂暴又ハ不潔ナル患者ノ監禁室、病院ニ於ケル熱病又ハ重病患者ノ隔離室、傳染病又流行病患者ノ特別室及一般ニ時間ノ制限カ必要ト認メラルル一切ノ場合ニ看護人トシテ使用セラルル者、病院、精神病院及療養院ノ職員、公衆浴場及鑛泉施設ニ使用セラルル者、保健又ハ衞生事務、施藥所、公衆治療相談所並ニ公衆醫療及貧民救濟所ニ使用セラルル者
「ラトヴィア」	病院
和蘭	療養施設 醫師及助産婦、契約ノ下ニモナク又公共機關ノ爲ニモナク療養施設ニ於テ勤務スル者
西班牙	病院、精神病院、看病人
瑞西「バーゼル」市	病院、療養所
「ソヴィエット、ロシア」	病院、療養所及獸類病院 團體協約ニ於テ特記セラルル職業特ニ運搬事務ニ從事スル地方勞働者、村落地方ノ勞働者、管理ノ地位ニ在ル者
亞米利加 亞爾然丁「サンタ、フエ」	看護人
智利	看護人

（註）毎年更改セラルヘキ參事院ノ命令ハ病院ニ對シ法律ノ適用ヲ延期セリ最近ノ命令ハ一九二八年度ニ對シ一九二七年十二月二十二日ニ發布セラレタリ

第八表　或ル他ノ種類ノ施設物ヲ特ニ擧クル法令

國名	公衆娛樂場所其ノ他	雜種
歐羅巴		
墺地利	公衆娛樂物及觀覽物業	—
白耳義	公衆觀覽物業ノ事務所	—
勃牙利	劇場	—
「チエコスロヴァキア」	公衆娛樂場所	消防夫、學校、職業紹介所、業兒業育院ノ被雇者
丁抹	娛樂場所（年少者）	—
芬蘭	娛樂業切符賣場	倉庫、監獄（註一）
波蘭	—	興行場及列覽場屋所、業色屋ノ事務所、葬古物屋、骨董品業者ノ販賣ノ爲ノ
西班牙	—	靴磨キ
「バーゼル」市瑞西	劇場 役者及「オペラ」歌手	物品ノ販賣ヲ目的トシテ人家ニ於テ勞働スル者、公的及私的建築
「アソヴィエット」ロシヤ	公衆娛樂場	消防夫、門番、監視、警察、監獄
阿弗利加		
南阿「オレンヂ」自由國	「プロヴラム」、「カタローグ」又ハ其ノ他ノ娛樂場所ニ於ケル一切ノ劇場、音樂堂又ハ飲食物ノ午後十一時三十分前ノ販賣	私的住所ニ於ケル飜譯販賣ノ爲ノ私有動產ノ借家人ノ私的住居、飜譯販賣所、私的住居、主又ハ
希望峰	—	目帝ノ公衆市場、飜譯販賣
「トランスヴァール」	「プロヴラム」、「カタローグ」又ハ飲食物ノ午後十一時三十分前ノ販賣 一切ノ劇場、音樂堂又ハ其ノ他ノ娛樂場所ニ於ケル	飜譯販賣、洋服屋
「ケニア」	劇場及娛樂場所ニ於ケル「プロヴラム」、「カタローグ」飲食物又ハ酒類ノ販賣	飜譯ニ依ル小賣販賣、彈丸屋
南西阿弗利加	—	目帝ノ公衆市場、飜譯販賣
亞米利加		
「アレナヅ」	—	乾物及食料品店（註二）
亞細絲丁		
「コルドバ」	—	靴磨キ
「サンタフエ」	公衆娛樂物	—
智利	劇場、活動寫眞及類似ノ施設物ニ使用セラルル者	警察官及監獄ノ監守
「ベルー」	公衆娛樂物（婦人及兒童）	—
「サルヴァドル」	—	公衆ノ需要ヲ滿足セシムル施設物
「オセアニア」		
濠洲		
南濠洲	—	牛羊需肉以外ノ煮燒肉、魚及牡蠣店、果物花及野菜店、
西濠洲	—	煮燒肉屋、魚及牡蠣店、花屋、果物及野菜店、牛乳店、
「クイーンスランド」	—	魚及牡蠣店、果物及野菜店、煙草屋
「タスマニア」	「ボート」、「レース」競技、運動會及公衆娛樂場所ヲ許可セラレタル者又ハ販賣ニ於テ品物ヲ販賣スルコトヲ	煮燒肉、魚及牡蠣店、果物及野菜店、牛乳販賣店
「ヴィクトリア」	—	魚又ハ牡蠣店、花、果物及野菜店、煮燒肉（雞鴨肉以外ノ）店、靴修繕、樂器及衣服クリーニング店
「ニューサウスウエールス」	—	魚及牡蠣店、果物及野菜店、煙草屋
新西蘭	—	魚商人、花屋、乳製品販賣商、果物商及煙草屋

（註一）參事會命令ハ毎年更新シ得ヘキカ、監獄ニ付法律ノ規定ヨリ免除セリ最近ノ命令ハ一九二八年度ニ對シ一九二七年十二月二十二日ニ發セラレタリ

（註二）州知事ハ命令ノ規定ヲ一切ノ他ノ店舗ニ擴張スルコトヲ得

るものである。

或る法律は明示的に娯樂場所を包含してゐるが、「ソヴィエット、ロシア」の法律――それは娯樂場の全從業員を四種に分類してゐる――及び「ペルー」の法律――それは十四歳未滿の演藝人に適用してゐる――を除いては、之が適用は明かに技藝員を除外して、企業の從業員そのものに制限されてゐる。斯くして「バーゼル」市の法律は「役者及び歌手」を除外してゐる。墺地利、勃牙利、智利及び「チェッコスロヴァキア」の法律も恐らく同樣であらう。丁抹の法律は年少者のみに適用し、「ペルー」の法律は婦人及び兒童のみに適用してゐる。芬蘭及び白耳義の法律は單に座席の豫約及び切符の販賣に從事する者の勞働時間のみを規律してゐる。「サンタ、フェ」州(亞爾然丁)は明示的に娯樂場を除外してゐる唯一の國である。

第三款　管理の公的又は私的性質

現行法令中には企業をその適用範圍より除外する爲めに企業の管理に付て公的又は私的の性質の間に區別を設けてゐるものは稀である。事實智利及び「ルクセンブルグ」に於ては公的企業を除外してゐるが他方多數の國の法律は明白に公的企業と私的企業とを同等に取扱つてゐる。例へば墺地利、白耳義、勃牙利、芬蘭、佛蘭西、「ラトヴィア」、和蘭、波蘭、「ユーゴー、スラヴィア」、「バーゼル」市(瑞西)、「ツーク

ーマン」(西爾然丁)、「ヴェネズエラ」及び「ソヴィエット、ロシア」の如き皆然うである。獨逸の法律は、公的企業を包含してゐるが、官公吏及び給料被傭者が共に官公署に使用せらるゝ場合には官公吏の勞働に適用する規約は反對の規定なき限り給料被傭者に適用することを規定してゐる。宗教的施設は、佛蘭西に於て特に包含せられ、慈善的施設は、伊太利、白耳義、波蘭、和蘭及び「チェッコスロヴァキア」に於て包含されてゐる。

第二節　給料被傭者の資格に關する限定

第一款　「給料被傭者」の定義

小數の國の法律は給料被傭者その者を擧ぐることに依つて其の適用範圍を限定してゐる。右は給料被傭者なる一般的用語の定義又は解釋を必要とするが、その仕事は極めて困難である。併し、或る觀念は若干の國に於て立法夫れ自體を以て又は裁判所の判決に依つて問題を解決する爲に爲された努力を檢討することに依りて得られる。

立法夫れ自體中に定義を掲げてゐるのは「ルクセンブルグ」及び智利に見られる。

「ルクセンブルグ」に於ては、私的被傭者の雇傭契約に關する一九一九年十月三十一日の法律中に定義を掲げてゐる。右の法律に依れば私的被傭者とは「年齢又は性の如何を問はず金錢に依る報酬又は其の他一切の給與形式の爲に恒久的地位に任命せられ又は恒久的に使用せられ或る第三者(國家、市町村又は其の他一切の公的機關若は公益機關以外の)の爲に專ら又は主として精神的なる勞働を行ふ一切の者」として定義されてゐる。

智利に於ては一九二五年十一月十一日の命令――それは給料被傭者法を確認し且つ統一するものであるが――は斯る被傭者の勞働時間を定め且つ此の目的の爲めに給料被傭者を次ぎの如く定義してゐる。「給料被傭者は性又は年齢の如何を問はず使用者の命令に基き且個人的又は團體的契約に從つて要求せらるゝ精神的努力が肉體的努力よりも主位を占むる勞働を行ふ一切の者を意味するものと看做さるべし」。或る者が給料被傭者なるか否かの問題に付て疑問ある場合には調停仲裁局が之を決定する。右に依つて明かなる如く是等二個の定義は遂行せらるゝ勞働の精神的性質乃至は精神的努力が肉體的努力よりも主位を占めてゐることを强調してゐる。

勞働時間に關する立法に付ては之れ以上利用し得べき定義がないので、次ぎに給料被傭者を取扱つてゐる他の立法、是等の立法に關する裁判所の判例及び理論的著書を參照して見よう。

獨逸に於ては、給料被傭者とは高級の勞働を行ひ且つ同時に給料被傭者保險に關する一九二四年五月二十八日の法律第一條に掲げらるゝ表中に示されたる職業の一つに從事する有給勞働者を意味するとしてゐる。此の表は往々其の他の法律に依り變更を加へ利用されてゐる。例へば產業條例(Gewerbeor-